

たきのうがた 多機能型 ひだまり工房 こうぼう

せいかつかいご じりつくんれん きのうくんれん りょうりょうきんひょう
 (生活介護・自立訓練(機能訓練) 利用料金表)

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(個別減免の負担軽減措置があります。一別紙参照)

1、介護給付費等の1割負担

せいかつかいごりょうしゃ
 生活介護利用者

1. 障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ごとの利用料金	5,830円	5,830円	6,350円	7,030円	9,810円	12,990円
2. うち、介護給付費が給付される金額	5,247円	5,247円	5,715円	6,327円	8,829円	11,691円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)(1-2)	583円	583円	635円	703円	981円	1,299円

上記料金に加えて下記の料金が必要になります。

① 初期加算

利用開始から30日を限度にして1日30単位

② 食事提供体制加算

食事をされた方を対象に1日30単位

③ 訪問支援特別加算

サービス利用を連続して5日間利用がなかった場合において、当事業所職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、1ヶ月に月2回を限度として1時間未満187単位・1時間以上280単位

④ 負担上限額管理加算—他のサービスも利用している場合上限の管理の義務付けが法律
 で定められています。その際の管理費として1ヶ月150単位

⑤ 欠席時対応加算

サービスを予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に1回94単位
 (1月につき4回まで)

⑥ 福祉専門職員配置等加算

サービス援助において有資格者が25%以上雇用されている事業所、1日10単位

自立訓練(機能訓練)利用者

1. 利用料金	7.850円
2. うち、介護給付費等が給付される 金額	7.065円
3. うちサービス利用に係る自己負担 金額(定率負担)(1-2)	785円

上記料金に加えて下記の料金が必要になります。

① 初期加算

利用開始から30日を限度にして1日30単位

② 食事提供体制加算

食事をされた方を対象に1日30単位

③ 負担上限額管理加算—他のサービスも利用している場合上限の管理の義務付けが法律
 で定められています。その際の管理費として1ヶ月150単位

④ 欠席時対応加算

サービスを予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に1回94単位
 (1月につき4回まで)

⑤ 福祉専門職員配置等加算

サービス援助において有資格者が25%以上雇用されている事業所、1日10単位

2、食材費一食事された方を対象に1食230円

*生活保護の方は食費（230円）のみのご負担となります。

☆ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

*一般の方については食費加算対象にならない場合があります、町村によって違いますので記載されている受給者証をご確認ください。

*利用者負担について

しょうがいふくし サービス者 (18歳以上)		
せいかつほご 生活保護		0円
ていしょとく しせつにゆうしょしゃ 低所得1(施設入所者)		0円
ていしょとく しせつにゆうしょしゃ 低所得2(施設入所者)		0円
いっぱん 一般	しょとくわり まんえんみまん 所得割16万円未満	9,300円
	しょとくわり まんえんいじょう 所得割16万円以上	37,200円
	しせつにゆうしょしゃ 施設入所者	

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕

☆ご契約者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日まで
 に当事業所までお申し出ください。

☆なお、当日のお申し出の場合、下記キャンセル料をいただく場合があります。

低所得、生活保護の方もキャンセル料は同一です。

キャンセル料(食費の実費相当額)	650円
------------------	------

(2) 介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望

される場合には、別紙の記載に従い所定の料金をお支払いいただきます。

なお、下記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、

事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

ア. 特別な食事に係る費用

イ. 特別な娯楽の提供等に係る費用

ウ. 行事・自治会活動に関わる参加費、材料費は負担していただく場合もあります。

② 介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

(利用者がサービスを利用するか否かに関わらず、日常生活において通常必要となるものに係る経費で、利用者が負担することが適当と考えられるものをいいます。)

1) 病院代・薬代・付添い代 2) 紙おむつ、歯ブラシ、処置ガーゼ等

3) 教養娯楽費(買い物外出時の購入品代など) 4) 健康管理費(予防接種など)

5) その他 ()

③ 介護給付費等から支給されない特別な設備・器具に係る費用